

メタバース型企業情報発信業務委託 仕様書

1 件 名 メタバース型企業情報発信業務委託

2 履行期間 契約日から令和7年2月28日（金）

3 履行場所 指定場所

4 業務目的

メタバースという新たなコンテンツを活用することで、学生に対して気軽に楽しく市内企業を知ることができる機会を提供する。また、アバターを介して企業担当者と学生が相互コミュニケーションを取る機会を設けることで、顔を出さない心理的メリットを生かし、活発な会話をしてもらい、学生の市内企業への興味関心を高める。

5 背 景

本市では、人口減少が進んでおり、中でも特に10代・20代の若者の転出超過が拡大している状況であることから、めざすべき姿として「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を掲げ、その実現に向けた施策を重点的に進めており、その一環として、若年者の地元就職・定着の促進を目的に、市内企業や長崎で働く魅力の情報発信に取り組んでいる。

しかし、学生等から「長崎市の企業を知らない」、「長崎市の就職情報が少ない」などの声が依然として聞かれる現状にあり、より一層、若年者に向けての市内企業の情報発信に力を入れていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大などの影響を受け、オンライン面接やオンライン説明会などが普及し採用手法が多様化しているなか、オンラインであれば遠方の学生にも対応できる、時間の融通が利きやすいなどの利点も多く、県内外の学生に長崎市内の企業の情報をより届けるため、学生の興味関心が高まっているメタバース空間を活用し、市内企業の情報発信を行うもの。

6 主な参加者

業務の主な参加者は大学生（特に就職活動前の学生で県内外を問わない）とする。

7 業務内容

仮想空間上に出展企業ごとにブースを作成し、参加者がアバターで自由に楽しみながら、企業の概要等を常時閲覧できるメタバース型の情報発信を行う。また、情報発信中には、大学生を対象とした、企業と双方でコミュニケーションがとれる交流イベントを1回以上実施する。

(1) メタバースの構築・運営

項目	内容
企業ブース数	・ 10社程度を目安とする ※同一空間に全ブースを設置するもの ※目安より多く出展できる場合は尚可
最低入場者数	・ 同時接続が出展企業及び参加者併せて30名程度を目安とする ※目安より多く入場できる場合は尚可
設置予定期間	・ 令和6年12月～令和7年1月中を目途に1週間程度 ※設置予定期間とは別に1週間程度、テスト期間を設けること ※交流イベントもこの期間内に実施すること
企業ブースコンテンツ	企業概要、インターンシップ情報、採用情報などが表示できるようにすること
アバター	・ 参加者の見分けがつくようなアバターを用意すること
チャット機能 (交流イベント時のみ)	・ ボイスチャット ※近づくと大きく聞こえ、遠ざかると声も小さくなるよう距離に応じて音が減衰できる仕様にする ※不適切な発言等をした利用者を強制的に退室できる機能があること
動作デバイス	ブラウザ動作 (PC、タブレット、スマートフォン)
集計機能	参加者のべ人数、参加者の年齢構成、性別、居住地 (市町村単位)、各企業ブース訪問者数、各企業ブースへの滞留時間等を集計すること

※メタバース空間の提案にあたっては、学生の思考やニーズ等にマッチしたものであること。

※メタバースプラットフォームについては、仕様を満たすものであれば指定はしない。また、メタバース空間はレンタルも可とする。

※企業ブースに出展する企業は長崎市が募集及び選定することとする。

※交流イベント時は、特に参加者の増加が想定されることから、1回以上実施としている交流イベントを時間ごとに区切り事前予約制することで来場者の分散をはかる等の対策を講ずること。なお、詳細は市と協議の上決定するもの。

(2) 参加者への周知

- ・大学生向けのチラシ作成（デザインのみとし、メール等を使用した発信も可とする）及び SNS で使用できる PR 動画（イベントの概要、操作方法等）を作成しイベントの周知等、参加者募集に係る広報を実施すること。なお、周知する SNS（Instagram、X）アカウントは、長崎市が運営する下記アカウントの使用も可とする。

Instagram	@shukatsu_sharel
X	@shukatsu_sharel

- ・上記以外に効果的な集客につながる PR 方法が考えられる場合は提案をすること。

(3) 実施状況の把握

- ・メタバース空間内で集計した情報について、長崎市に報告すること。
- ・出展企業及び参加者に対し、満足度等を計るためのアンケート調査を行い、集計の上、長崎市に報告すること。なお、アンケート内容の詳細については、長崎市と協議のうえ決定すること。

(4) 問合せ窓口の設置

- ・メタバース設置予定期間中は問い合わせ窓口を設置し、出展企業及び参加者からの問い合わせに対応し、サポートをすること。問合せ窓口の営業時間は、おおむね 9:00～17:00 とする。交流イベント開催時については、イベント開催おおむね 1 時間前から問い合わせが可能な体制とすること。なお、提示している営業時間は目安であり、出展企業及び参加者が問い合わせをしやすい時間を考慮し、詳細は市と協議の上決定する。
- ・問合せは、電子メール、電話回線等にて対応すること。

(5) その他

- ・最低入場者数等を考慮し、安定した稼働となるよう容量を確保したサーバー構成とし、保守・管理を行うこと。
- ・メタバース内での迷惑行為等に対する対策を検討し、実施すること。
- ・メタバース空間への不正アクセスやハッキングにより、個人情報や企業情報などが流出しないよう対策を講ずること。

8 参加者数の目安

本業務の実施にあたり、メタバース設置予定期間中の参加者数はのべ240名程度を目安とする。なお、目安の参加者数に達しない場合であっても、誠実な履行が認められない場合を除き、受託者に不利益はないものとする。

9 成果品

業務で制作した全ての成果品については、各データ完成後1か月後以内に電子データで提出すること。なお、メタバース空間については、レンタルの場合はこの限りではない。提出する各データのファイル形式は本市との協議により決定する。

10 実施報告及び実績報告

(1) 実施報告

各業務の実施状況について適宜本市へ報告すること。

(2) 実績報告

業務開始から完了までの実施報告書（業務の実績及び成果検証結果などをまとめたもの）を作成し、令和7年2月28日（金）までに本市へ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は本市との協議により決定する。

11 実施体制

業務の実施にあたっては、必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。また、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

12 全体に係る注意事項

(1) 業務の再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承諾を得なければならない。

ア 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

(2) 著作権等

ア 本業務の実施にあたり制作した成果品のすべての所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は長崎市に帰属し、長崎市の承諾なしに使用又は公表してはならない。

イ 受託者は著作者人格権を行使しない。

ウ 成果品について、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(3) 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(6) 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、検査に合格した場合に請求することができる。

(7) その他

仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。